

# 山口県農業協同組合法施行細則

制定	平成6年8月24日付け農地経済第645号
改正	平成12年3月31日付け農政第706号
改正	平成12年9月14日付け農政第420号
改正	平成15年10月7日付け農政第487号
改正	平成17年11月22日付け平17農政第710号
改正	平成18年12月28日付け平18団体指導第455号
改正	平成21年7月28日付け平21団体指導第176号
改正	平成23年9月30日付け平23団体指導第190号
改正	平成25年5月15日付け平25団体指導第104号
改正	平成28年4月13日付け平28団体指導第44号
改正	令和元年8月5日付け平31農水政策第143号
改正	令和3年2月22日付け令2農水政策第532号
改正	令和4年6月22日付け令4農水政策第185号

(趣旨)

第1条 この細則は、法令に特別の定めがあるもののほか、農業協同組合法（昭和22年法律第132号。以下「法」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

第2条 (削除)

(農業経営受託規程の届出)

第3条 法第10条第2項に規定する組合員の委託を受けて行う農業の経営（以下「農業経営受託事業」という。）を行うに当たり、農業経営受託規程を定めた組合は、遅滞なく農業経営受託規程制定届出書（別記第1号様式）に必要書類を添えて、知事に届け出なければならない。

2 農業経営受託規程を変更した組合は、遅滞なく農業経営受託規程変更届出書（別記第2号様式）に必要書類を添えて、知事に届け出なければならない。

3 農業経営受託規程を廃止した組合は、遅滞なく農業経営受託規程廃止届出書（別記第3号様式）に必要書類を添えて、知事に届け出なければならない。

(指定農業協同組合の指定の申請)

第4条 法第10条第18項の指定を受けようとする組合は、指定農業協同組合指定申請書（別記第4号様式）に必要書類を添えて、知事に申請しなければならない。

(信用事業規程の承認の申請等)

- 第5条 法第11条第1項の承認を受けようとする組合は、信用事業規程承認申請書(別記第5号様式)に必要書類を添えて、知事に申請しなければならない。
- 2 法第11条第3項の変更の承認を受けようとする組合は、信用事業規程変更承認申請書(別記第6号様式)に必要書類を添えて、知事に申請しなければならない。
- 3 法第11条第3項の廃止の承認を受けようとする組合は、信用事業規程廃止承認申請書(別記第7号様式)に必要書類を添えて、知事に申請しなければならない。
- 4 法第11条第4項の届出をしようとする組合は、信用事業規程変更届出書(別記第8号様式)に必要書類を添えて、知事に届け出なければならない。

(信用事業方法書の届出)

- 第6条 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令(平成5年3月3日付け大蔵省・農林水産省令第1号。以下「信用事業命令」という。)第7条第2項の制定の届出をしようとする組合は、信用事業方法書制定届出書(別記第10号様式)に必要書類を添えて、遅滞なく、知事に届け出なければならない。
- 2 信用事業命令第7条第2項の変更の届出をしようとする組合は、信用事業方法書変更届出書(別記第10号様式)に必要書類を添えて、遅滞なく、知事に届け出なければならない。
- 3 信用事業命令第7条第2項の廃止の届出をしようとする組合は、信用事業方法書廃止届出書(別記第10号様式)に必要書類を添えて、遅滞なく、知事に届け出なければならない。

(信用供与等限度額超過の承認の申請)

- 第7条 法第11条の8第1項ただし書き(同条第2項において準用する場合を含む。)の承認を受けようとする組合は、信用供与等限度額超過承認申請書(別記第11号様式)に必要書類を添えて、知事に申請しなければならない。

(特定関係者との間の取引等の承認の申請)

- 第8条 法第11条の9ただし書きの規定による承認を受けようとする組合は、特定関係者との間の取引等に係る承認申請書(別記第12号様式)に必要書類を添えて、知事に申請しなければならない。

(共済規程の承認の申請等)

- 第9条 法第11条の17第1項の承認を受けようとする組合は、共済規程承認申請書(別記第5号様式)に必要書類を添えて、知事に申請しなければならない。

- 2 法第11条の17第3項の変更の承認を受けようとする組合は、共済規程変更承認申請書（別記第6号様式）に必要書類を添えて、知事に申請しなければならない。
- 3 法第11条の17第3項の廃止の承認を受けようとする組合は、共済規程廃止承認申請書（別記第7号様式）に必要書類を添えて、知事に申請しなければならない。
- 4 法第11条の17第4項の届出をしようとする組合は、共済規程変更届出書（別記第8号様式）に必要書類を添えて、知事に届け出なければならない。

（価格変動準備金の積立て等に係る認可の申請）

- 第10条 法第11条の34第1項ただし書きの認可を受けようとする組合は、価格変動準備金の不積立ての認可申請書（別記第13号様式）に必要書類を添えて、知事に申請しなければならない。
- 2 法第11条の34第2項ただし書きの認可を受けようとする組合は、価格変動準備金の取崩しの認可申請書（別記第14号様式）に必要書類を添えて、知事に申請しなければならない。

（信託規程の承認の申請等）

- 第11条 法第11条の42第1項の承認を受けようとする組合は、信託規程承認申請書（別記第5号様式）に必要書類を添えて、知事に申請しなければならない。
- 2 法第11条の42第3項の変更の承認を受けようとする組合は、信託規程変更承認申請書（別記第6号様式）に必要書類を添えて、知事に申請しなければならない。
  - 3 法第11条の42第4項の変更の届出をしようとする組合は、信託規程変更届出書（別記様式第8号様式）に必要書類を添えて、知事に届け出なければならない。
  - 4 法第11条の42第4項の廃止の届出をしようとする組合は、信託規程廃止届出書（別記様式第9号様式）に必要書類を添えて知事に届け出なければならない。

（宅地等供給事業実施規程の承認の申請等）

- 第12条 法第11条の48第1項の承認を受けようとする組合は、宅地等供給事業実施規程承認申請書（別記第5号様式）に必要書類を添えて、知事に申請しなければならない。
- 2 法第11条の48第3項の変更の承認を受けようとする組合は、宅地等供給事業実施規程変更承認申請書（別記第6号様式）に必要書類を添えて、知事に申請しなければならない。
  - 3 法第11条の48第4項の変更の届出をしようとする組合は、宅地等供給事業実施規程変更届出書（別記第8号様式）に必要書類を添えて、知事に届け出なければならない。
  - 4 法第11条の48第4項の廃止の届出をしようとする組合は、宅地等供給事業実施規定廃止届出書（別記第9号）に必要書類を添えて、知事に届け出なければならない。

(農業経営規程の承認の申請等)

- 第13条 法第11条の51第1項の承認を受けようとする組合は、農業経営規程承認申請書(別記第5号様式)に必要書類を添えて、知事に申請しなければならない。
- 2 法第11条の51第3項の変更の承認を受けようとする組合は、農業経営規程変更承認申請書(別記第6号様式)に必要書類を添えて、知事に申請しなければならない。
- 3 法第11条の51第4項の変更の届出をしようとする組合は、農業経営規程変更届出書(別記様式第8号様式)に必要書類を添えて、知事に届け出なければならない。
- 4 法第11条の51第4項の廃止の届出をしようとする組合は、農業経営規定廃止届出書(別記第9号様式)に必要書類を添えて、知事に届け出なければならない。

(契約条件の変更に係る承認の申請)

- 第14条 法第11の52第1項の届出をしようとする組合は、契約条件の変更に係る届出書に必要書類を添えて、知事に申し出なければならない。
- 2 法第11条の61第1項の承認を受けようとする組合は、契約条件の変更に係る申請書に必要書類を添えて、知事に申請しなければならない。

(基準議決権数を超えて議決権を取得(所有)することについての承認の申請)

- 第15条 法第11条の65第2項ただし書きの承認を受けようとする組合は、1年を超えて国内の会社の議決権をその基準議決権数を超えて保有することに係る承認申請書(別記第15号様式)に必要書類を添えて、知事に申請しなければならない。

(理事若しくは経営管理委員の定数に係る承認の申請)

- 第16条 法第30条第12項ただし書き(法第66条第3項(法第70条の3第5項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)において規定する農業協同組合法施行規則(平成17年農林水産省令第27号。以下「施行規則」という。)第76条の2第1項第3号若しくは第76条の2第2項第3号に該当する組合は、理事若しくは経営管理委員の定数に係る承認申請書(別記第16号様式)に必要書類を添えて、知事に申請しなければならない。

(一時理事(監事)の選任又は総会の招集の請求)

- 第17条 法第40条第1項の一時理事の選任の請求をしようとする者は、一時理事選任請求書(別記第17号様式)に必要書類を添えて、知事に請求しなければならない。
- 2 法第40条第1項の一時監事の選任の請求をしようとする者は、一時監事選任請求書(別記第17号様式)に必要書類を添えて、知事に請求しなければならない。
- 3 法第40条第1項の総会の招集を請求しようとする者は、総会招集請求書(別記第1

7号様式) に必要書類を添えて、知事に請求しなければならない。

4 法第40条第3項の一時代表理事の選任の請求をしようとする者は、一時代表理事選任請求書(別記第18号様式) に必要書類を添えて、知事に請求しなければならない。

(役員の出出)

第18条 経営管理委員会会長若しくは代表理事若しくは常勤理事又は代表清算人を決定又は変更した組合は、遅滞なく役員決定届出書又は役員変更届出書(別記第19号様式) により知事に届出なければならない。

(総会の開催の出出)

第19条 総会又は総代会を開催した組合は、遅滞なく総会開催届出書又は総代会開催届出書(別記第20号様式) に必要書類を添えて、知事に届出なければならない。

(定款の変更の認可の申請等)

第20条 法第44条第2項の認可を受けようとする組合は、定款変更認可申請書(別記第21号様式) に必要書類を添えて、知事に申請しなければならない。

2 法第44条第4項の届出をしようとする組合は、定款変更届出書(別記様式第22号様式) に必要書類を添えて、知事に届出なければならない。

(規約の出出)

第21条 規約を定めた組合は、遅滞なく規約制定届出書(別記第23号様式) に必要書類を添えて、知事に届出なければならない。

2 規約を変更した組合は、遅滞なく規約変更届出書(別記第23号様式) に必要書類を添えて、知事に届出なければならない。

3 規約を廃止した組合は、遅滞なく規約廃止届出書(別記第23号様式) に必要書類を添えて、知事に届出なければならない。

(信用事業の全部又は一部の譲渡の認可の申請)

第22条 法第50条の2第3項の信用事業の全部又は一部の譲渡の認可を受けようとする組合は、信用事業全部(一部) 譲渡認可申請書(別記様式第24号様式) に必要書類を添えて、知事に申請しなければならない。

(信用事業の全部又は一部の譲受けの認可の申請)

第23条 法第50条の2第3項の信用事業の全部又は一部の譲受けの認可を受けようとする組合は、信用事業全部(一部) 譲受認可申請書(別記様式第25号様式) に必要書類を添えて、知事に申請しなければならない。

(信用事業の譲渡の届出)

第24条 法第50条の2第7項の届出をしようとする組合は、信用事業全部譲渡届出書(別記第26号様式)に必要書類を添えて、知事に届け出なければならない。

2 信用事業の一部の譲渡をした組合は、信用事業一部譲渡届出書(別記第27号様式)に必要書類を添えて、知事に届け出なければならない。

(共済事業の譲渡の届出)

第25条 法第50条の4第5項において準用する法第50条の2第7項の届出をしようとする組合は、共済事業全部譲渡届出書又は共済契約包括移転(全部)届出書(別記第28号様式)に必要書類を添えて、知事に届け出なければならない。

2 共済事業の一部の譲渡又は共済契約の包括移転(前項の共済契約包括移転(全部)の場合を除く。)をした組合は、共済事業一部譲渡届出書又は共済契約包括移転(一部)届出書(別記第29号様式)に必要書類を添えて、知事に届け出なければならない。

(業務報告書又は連結業務報告書の提出等)

第26条 法第54条の2第1項又は同条第2項の提出をしようとする組合は、業務報告書(連結業務報告書)提出書(別記第30号様式)に必要書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 やむを得ない理由により施行規則第202条第7項の承認を受けようとする組合は、業務報告書(連結業務報告書)の提出の延期に係る承認申請書(別記第31号様式)により、知事に申請しなければならない。

(設立の認可の申請等)

第27条 法第59条第1項の認可を申請しようとする発起人は、設立認可申請書(別記第32号様式)に必要書類を添えて、知事に申請しなければならない。

2 設立の登記をした組合は、その日から2週間以内に設立登記届出書(別記第33号様式)に必要書類を添えて、知事に届け出なければならない。

(設立等の認可に関する証明の請求)

第28条 法第61条第2項(法第44条第3項、法第65条第3項(法第70条第2項において準用する場合を含む。))及び法第70条の3第4項において準用する場合を含む。)の認可に関する証明を請求しようとする発起人又は組合は、設立(定款変更・合併・包括承継・新設分割)認可証明請求書(別記第34号様式)により、知事に請求しなければならない。

(解散の認可の申請等)

- 第29条 法第64条第2項の認可を受けようとする組合は、解散認可申請書(別記第35号様式)に必要書類を添えて、知事に申請しなければならない。
- 2 法第64条第4項、第5項及び第8項の届出をしようとする組合は、解散届出書(別記第36号様式)に必要書類を添えて、知事に届け出なければならない。
- 3 解散の登記をした組合は、遅滞なく解散登記届出書(別記第37号様式)に必要書類を添えて、知事に届け出なければならない。

(事業を廃止していない旨の届出)

- 第30条 法第64条の2第1項(法第73条第4項において準用する場合を含む。)の届出をしようとする組合若しくは農事組合法人は知事の公告の日から2月以内に事業未廃止届出書(別記第38号様式)に必要書類を添えて、知事に届け出なければならない。

(組合等の継続の届出)

- 第31条 法第64条の3第3項(法第73条第4項において準用する場合を含む。)の届出をしようとする組合若しくは農事組合法人は、組合等継続届出書(別記第39号様式)に必要書類を添えて、知事に届け出なければならない。

(合併の認可の申請等)

- 第32条 法第65条第2項の認可を受けようとする設立委員又は組合は、新設合併認可申請書(別記第40号様式)又は吸収合併認可申請書(別記第41号様式)に必要書類を添えて、知事に申請しなければならない。
- 2 法第65条の2第1項に該当する場合において合併の認可を受けようとする設立委員又は組合は吸収合併認可申請書(別記第41号の2様式)に必要書類を添えて、知事に申請しなければならない。
- 3 前2項の合併の登記をした組合は、その日から2週間以内に合併登記届出書(別記第42号様式)に必要書類を添えて、知事に届け出なければならない。

(権利義務の承継の認可の申請等)

- 第33条 法第70条第2項において準用する法第65条第2項の認可を受けようとする組合は、権利義務承継認可申請書(別記第43号様式)に必要書類を添えて、知事に申請しなければならない。
- 2 承継の登記をした組合は、その日から2週間以内に承継登記届出書(別記第44号様式)に必要書類を添えて、知事に届け出なければならない。

(新設分割の認可の申請等)

第34条 法第70条の3第3項の認可を受けようとする設立委員又は組合は、新設分割認可申請書(別記第45号様式)に必要書類を添えて、知事に申請しなければならない。

2 法第70条の4第1項に該当する場合において新設分割の認可を受けようとする設立委員又は組合は、新設分割認可申請書(別記第45号の2様式)に必要書類を添えて、知事に申請しなければならない。

3 前2項の新設分割の登記をした組合は、その日から2週間以内に新設分割登記届出書(別記第46号様式)に必要書類を添えて、知事に届け出なければならない。

(組合の清算終了の届出)

第35条 組合の清算人は、清算終了の登記をした日から2週間以内に組合清算終了届出書(別記第47号様式)に必要書類を添えて知事に届け出なければならない。

(農事組合法人の仮理事選任の請求)

第36条 法第72条の22の仮理事の選任の請求をしようとする者は、農事組合法人仮理事選任請求書(別記第48号様式)に必要書類を添えて、知事に請求しなければならない。

(農事組合法人の定款変更の届出)

第37条 法第72条の29第2項の届出をしようとする農事組合法人は、農事組合法人定款変更届出書(別記第49号様式)に必要書類を添えて、知事に届け出なければならない。

(農事組合法人の成立の届出)

第38条 法第72条の32第4項の届出をしようとする農事組合法人は、農事組合法人成立届出書(別記第49号様式)に必要書類を添えて、知事に届け出なければならない。

(農事組合法人の解散の届出)

第39条 法第72条の34第2項の届出をしようとする農事組合法人は、農事組合法人解散届出書(別記第49号様式)に必要書類を添えて、知事に届け出なければならない。

(農事組合法人の合併の届出)

第40条 法第72条の35第3項の届出をしようとする農事組合法人は、農事組合法人合併届出書(別記第49号様式)に必要書類を添えて、知事に届け出なければならない。

(農事組合法人の清算終了の届出)

第41条 法第72条の44の届出をしようとする農事組合法人の清算人は、農事組合法人清算終了届出書（別記第50号様式）に必要書類を添えて、知事に届け出なければならない。

（組織変更の届出）

第42条 法第73条の10（法第80条において準用する場合を含む。）の届出をしようとする組合及び農事組合法人は、組織変更届出書（別記第51号様式）に必要書類を添えて、知事に届け出なければならない。

（検査の請求）

第43条 法第94条第1項の請求をしようとする者は、検査請求書（別記第52号様式）に必要書類を添えて、知事に請求しなければならない。

（決議、選挙又は当選の取消しの請求）

第44条 法第96条第1項（法第48条第7項において準用する場合を含む。）の請求をしようとする者は、決議又は選挙若しくは当選取消請求書（別記第53号様式）に必要書類を添えて、知事に請求しなければならない。

（共済代理店の設置又は廃止の届出等）

第45条 法第97条第1号の届出をしようとする組合は、共済代理店設置又は廃止届出書（別記第54号様式）に必要書類を添えて、知事に届け出なければならない。

2 施行規則第22条の2で規定する共済代理店は、法第11条の25第1項において読み替えて準用する保険業法第304条の規定により、毎事業年度経過後3月以内に、事業報告書を知事に提出しなければならない。

（共済計理人の選任又は退任の届出）

第46条 法第97条第2号の届出をしようとする組合は、共済計理人の選任又は退任届出書（別記第55号様式）に必要書類を添えて、知事に届け出なければならない。

（子会社対象会社に関する届出）

第47条 法第97条第3号の届出をしようとする組合は、法第11条の64第1項第1号又は第2号に掲げる会社を子会社とする届出書（別記第56号様式）に必要書類を添えて、知事に届け出なければならない。

2 法第97条第4号の届出をしようとする組合は、子会社が子会社でなくなった届出書（別記第57号様式）に必要書類を添えて、知事に届け出なければならない。

3 法第97条第5号の届出をしようとする組合は、子会社が子会社対象会社に該当しな

い子会社届出書（別記第58号様式）に必要書類を添えて、知事に届け出なければならない。

（役員の変更請求等の届出）

第48条 次の各号に掲げる請求があったときは、理事（第3号に掲げる請求にあつては理事会）は、遅滞なく当該請求書の写し及びこれに対する予定措置を記載した書類を知事に届け出なければならない。

- 一 法第38条の役員の変更請求
- 二 法第43条の参事又は会計主任の解任請求
- 三 法第43条の3（法第48条第7項において準用する場合を含む。）の総会の招集請求

（監査報告）

第49条 組合の監事は、次の各号に掲げる行為の全部又は一部を行ったときは、遅滞なくそのてん末を知事に報告しなければならない。

- 一 理事の職務の執行の監査
- 二 業務又は財産の状況の調査

（比例連結の方法を使用、中断する場合の届出）

第50条 信用事業命令第58条第1項第1号の届出をしようとする組合は、連結自己資本比率を算定する際の比例連結の方法の使用の開始届出書（別記第59号様式）に必要書類を添えて、知事に届け出なければならない。

- 2 信用事業命令第58条第1項第2号の届出をしようとする組合は、連結自己資本比率を算定する際の比例連結の方法の使用の中断届出書（別記第60号様式）により、知事に届け出なければならない。

（特殊関係者に関する届出）

第51条 施行規則第231条第1項第5号又は信用事業命令第58条第1項第3号の届出をしようとする組合は、特殊関係者を新たに有することになった届出書（別記第61号様式）により、知事に届け出なければならない。

- 2 施行規則第231条第1項第6号又は信用事業命令第58条第1項第4号の届出をしようとする組合は、特殊関係者でなくなったことに伴う届出書（別記第62号様式）により、知事に届け出なければならない。

（劣後特約付借入金の届出）

第52条 信用事業命令第58条第1項第13号の届出をしようとする組合は、（永久）

劣後特約付借入金の受入れ（変更）届出書（別記第63号様式）により、知事に届け出なければならない。

- 2 信用事業命令第58条第1項第14号の届出をしようとする組合は、（永久）劣後特約付借入金の期限前弁済届出書（別記第64号様式）により、知事に届け出なければならない。

（特定農業協同組合の承認の申請）

第53条 信用事業命令第59条の規定による承認を受けようとする組合は、特定農業協同組合承認申請書（別記第65号様式）に必要書類を添えて、知事に申請しなければならない。

（余裕金の運用限度超過の承認）

第54条 農業協同組合法施行令（昭和37年6月29日政令第271号）第32条第5項ただし書きの承認を受けようとする組合は、余裕金運用限度承認申請書（別記第66号様式）に必要書類を添えて、知事に申請しなければならない。  
なお、この承認は事業年度ごとに行うものとする。

（コンピューターシステム障害等の報告）

第55条 組合が現に使用しているシステム・機器（ハードウェア、ソフトウェア共）に発生した障害であって、次の①～③いずれかに該当する場合（ただし、一部のシステム・機器にこれらの影響が生じても他のシステム・機器が速やかに交替することで実質的にはこれらの影響が生じない場合（例えば、一部のATMが停止した場合であっても、他の同一店舗又は近隣店舗のATMや窓口において対応が可能な場合）を除き、障害が発生していない場合であっても、サイバー攻撃の予告がなされ又はサイバー攻撃が検知される等により、障害が発生する可能性が高い場合を含む）は、直ちにその事実を電話等により報告するとともに、障害発生等報告書（別記第67号様式）により、知事に報告しなければならない。

- ① 預貯金の払戻し、為替等の決済機能に遅延、停止等が生じているもの又はそのおそれがあるもの
- ② 資金繰り、財務状況把握等に影響があるもの又はそのおそれがあるもの
- ③ その他業務上、上記に類すると考えられるもの

- 2 前項の報告後、その障害の復旧時、その原因説明時には改めてその旨報告すること。ただし、復旧原因の説明がなされていない場合でも1ヶ月以内に現状について報告すること。

(子会社に関する届出)

第56条 施行規則第231条第1項第1号の届出をしようとする組合は、施行規則第62条各号に掲げる事由により他の会社を子会社としたことに係る届出書(別記第68号様式)に必要な書類を添えて、知事に届け出なければならない。

2 施行規則第231条第1項第2号の届出をしようとする組合は、子会社の名称等の変更に係る届出書等(別記第69号様式から第73号様式)に必要な書類を添えて、知事に届け出なければならない。

(基準議決権数を超えた取得等)

第57条 施行規則第231条第1項第7号の届出をしようとする組合は、国内の会社の基準議決権数を超える議決権の取得(又は保有)に係る届出書(別記第74号様式)に必要な書類を添えて、知事に届け出なければならない。

2 施行規則第231条第1項第8号の届出をしようとする組合は、基準議決権数を超えて保有する国内の会社の議決権のうち、基準議決権数を超える部分の議決権を有しなくなった届出書(別記第75号様式)に必要な書類を添えて、知事に届け出なければならない。

3 施行規則第231条第1項第9号又は信用事業命令第58条第1項第5号の届出をしようとする組合は、基準議決権数を超えて議決権を保有する会社の業務内容を変更する場合の届出書(別記第76号様式)に必要な書類を添えて、知事に届け出なければならない。

(異常危険準備金の基準外積立て(又は取崩し)に係る届出)

第58条 施行規則第231条第1項第14号の届出をしようとする組合は、異常危険準備金の基準外積立て(又は取崩し)に係る届出書(別記第77号様式)に必要な書類を添えて、知事に届け出なければならない。

(業務又は財産の状況に関する説明書類の縦覧開始の延期承認申請)

第59条 やむを得ない理由により施行規則第206条第2項の承認を受けようとする組合は、業務又は財産の状況に関する説明書類の縦覧開始の延期承認申請書(別記第78号様式)に必要な書類を添えて、知事に申請しなければならない。

(会計監査人の就任又は退任の届出)

第60条 施行規則第231条第1項第17号の届出をしようとする組合は、会計監査人の就任又は退任届出書(別記第79号様式)に必要な書類を添えて、知事に届け出なければならない。

(不祥事件の届出)

第61条 施行規則第231条第1項第18号又は信用事業命令第58条第1項第15号の届出をしようとする組合は、不祥事件発生届出書（別記第80号様式）に必要書類を添えて、知事に届け出なければならない。

(事業計画書の提出等)

第62条 施行規則第232条第1項の提出をしようとする組合は、事業計画書提出書（別記第81号様式）に必要書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 やむを得ない理由により施行規則第232条第5項の承認を受けようとする組合は、事業計画書の提出の延期に係る承認申請書（別記第82号様式）に必要書類を添えて、知事に申請しなければならない。